

～消費者の皆様へ～

★国は、重大な製品事故情報を随時公表しますので、新聞、国や都道府県などのホームページに注目してください。

★万一、製品事故の被害にあわれた場合には、メーカー、輸入業者、販売店などに、至急ご連絡ください。

消費生活用製品安全法の改正で、  
製品事故情報の報告・公表制度ができます。

**報告**

(新設)

死亡、重傷、火災などの重大な製品事故が発生した場合、メーカーや輸入業者は、国に事故報告を実施(義務)し、国は情報を的確に把握します。

**公表**

(新設)

国は、事故情報を収集・分析し、その結果を広く国民に公表して、第二の重大事故を防止します。

**命令**

国は、メーカーや輸入業者に安全でない製品の製造や輸入を禁止したり、回収するよう命令します。